

○桜井宇陀広域連合情報公開条例

令和5年3月30日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、広域連合の保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、広域行政に対する住民の理解と信頼を深め、住民の広域行政への積極的な参加を促進し、もって公正で開かれた広域行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の開示 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の開示を求める住民の権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の開示を請求できる者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

(開示をしない公文書)

第6条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身

体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 広域連合と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより広域連合と国等との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 広域連合又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、広域連合の機関内部若しくは機関相互間又は広域連合と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 広域連合又は国等が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(公文書の部分開示)

第7条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ当該分離により公文書の開示の請求の趣旨が損なわれることができないと認めるときは、当該情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をするものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に第6条第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合において、同条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該公文書の開示をすることができる。

(公文書の開示の請求方法)

第9条 公文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体の場合にはその代表者氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を公文書の開示を請求した者（以下「請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第7条の規定により公文書の一部を開示する場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。第14条第1項において同じ。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、公文書の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を当該第三者に書面により通知するものとする。

（公文書の開示の実施）

第12条 実施機関は、公文書の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対して、速やかに、当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

- 2 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送等の方法により公文書の写しを交付する場合にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書が汚損され又は破損されるおそれがあると認めるとき、第7条の規定により公文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（手数料等）

第13条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定により公文書（公文書を複製したものを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があった場合の手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定又は公文書の開示の請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、及び当該審査請求に係る公文書の開示をしない旨の決定を取り消すときを除き、速やかに、桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年3月桜井宇陀広域連合条例第3号）第2条に定める桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたとは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。この場合において当該裁決は、審査請求を受理した日から90日以内に行うよう努めるものとする。

（他の制度との調整）

第15条 この条例は、法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における公文書の開示については、適用しない。

- 2 この条例は、前項に規定するもののほか、広域連合の施設等において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書の開示については、適用しない。

（審理員による審理手続の適用除外）

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（情報公開の総合的推進）

第17条 広域連合は、公文書の開示のほか、住民が広域行政に関する情報を迅

速かつ容易に得られるよう広報活動、行政資料の提供及びその目録の整備等
情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(公文書の検索資料の作成)

第18条 実施機関は、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供
するものとする。

(運用状況の公表)

第19条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を
取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

令和5年4月1日から施行する。